

人事給与システム構築及び運用保守業務受託事業者選定委員会設置要綱
(設置)

第1条 人事給与システム構築及び運用保守業務を実施するにあたり、受託事業者の適格性を調査し、総合的に審議判定の上、優先交渉権者を厳正かつ公平に選考するため本事業の受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果について町長に報告する。

(1) 本事業の実施に係る優先交渉権者の選定に関する事項

(2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、次に掲げる職にあるものをこれに充てる。

(1) 委員長 副町長

(2) 副委員長 総務課長

(3) 委員 情報統計係（1名）、会計課（1名）、給与事務経験職員（1名）、給与事務担当者（2名）

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集及び評決)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、総務課職員係において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和3年9月6日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、本事業の業務委託の契約が締結されたときに失効する。